

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和4年6月23日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

91,352

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

670,950

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	256,911
姫路市	139,492
尼崎市	128,694
明石市	83,915
西宮市	132,967
洲本市	12,157
芦屋市	26,640
伊丹市	55,795
相生市	8,004
豊岡市	22,138
加古川市	73,135
たつの市	20,935
赤穂市	13,086
西脇市	11,048
宝塚市	64,447
三木市	21,252
高砂市	24,775
川西市	43,953
小野市	13,074
三田市	30,582
加西市	12,001
丹波篠山市	11,280
養父市	6,395
丹波市	17,493
南あわじ市	12,919
朝来市	8,226
淡路市	12,217
宍粟市	10,248
加東市	10,724

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,376
多可町	5,649
稲美町	8,536
播磨町	9,510
神河町	3,116
市川町	3,301
福崎町	5,145
太子町	9,263
上郡町	4,166
佐用町	4,622
香美町	4,752
新温泉町	3,931